

# 中泊町農業委員会会議録

平成29年11月10日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会11月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日（金） 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所

3. 出席委員（13人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神 良 一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴		
	8番	葛西 誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村 巧

4. 欠席委員（1人）

委 員	7番	大川新造		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第8号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第9号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第10号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 中泊町農用地利用最適化推進委員の委嘱について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三 上 晋 一

総括主幹 開 米 るみ子

次 長 竹 谷 覚 夫  
前 田 和 夫

主 幹 打 越 賢 一

## 7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をおねがいします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、3番鈴木委員、4番外崎委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第8号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第8号</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>平成29年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、4件ございました。内容については、資料の方をご覧頂きたいと思います。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第8号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(質問無し)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第9号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>

◎報告第9号

事務局

12ページをお開き下さい。報告第9号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借合意解約通知書について、次のとおり報告する。  
平成29年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第9号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、報告第10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第10号

事務局

16ページをお開き下さい。報告第10号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成29年10月実施分）の結果について、次のとおり報告する。平成29年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。10月分の農地移動あっせんの申し出は3件ございました。内容については申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第23号

議長 議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 19ページをお開き下さい。議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第23号について、受付番号29番から36番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

鈴木委員 3番 鈴木です。  
それでは報告いたします。  
去る11月2日、私と4番外崎委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。  
以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号29番から36番の8件ございました。内訳は、贈与が1件、売買が7件、うち3件は農地移動適正化あっせん事業による売買です。

受付番号29番は、中里字宝森地内の1筆の田126平方メートルの売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号30番は、尾別字小谷地内の1筆の畑1,330平方メートルの親子間の贈与です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号31番は、田茂木字若宮地内の5筆の田17,120平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で、農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号32番は、田茂木字若宮地内の1筆の田4,616平方メートルの農地移動適正化あっせん事業に売買です。譲受人は農地所有適格法人で、農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

事務局

受付番号33番は、田茂木字若宮地内の4筆の田9,793平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で、農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号34番は、薄市字花持地内の1筆の田461平方メートル(持分3/147の移転)の売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号35番は、宮野沢字蛸澤地内の3筆の田7,218平方メートルの売買です。譲受人は農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号36番は、宮野沢字蛸澤地内の2筆の田2,140平方メートルの売買です。譲受人は農地取得により経営規模拡大を図りたいとのことでした。また、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号29番から36番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

議案第24号に入る前に、4番外崎委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

(外崎委員退席)

◎ 議案第24号

議 長

議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

26ページをお開き下さい。議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年11月6日付け中農政第199号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

29ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が5件、再設定が9件で面積は再設定、新規合わせて134,942平方メートルです。

受付番号52番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の3筆の「田」8,855平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号53番は再設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」11,791平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号54番も再設定で、設定する農地は宮川地内ほか8筆の「田」12,638平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号55番も再設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」9,107平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号56番も再設定で、設定する農地は宮川地内の3筆の「田」7,498平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号57番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」10,533平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号58番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」9,375平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号59番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」7,161平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の水利費は借主負担、土地改良費の工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号60番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」12,797平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の水利費は借主負担、土地改良費の工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号61番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」407平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の水利費は借主負担、土地改良費の工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号62番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内ほか3筆の「田」9,383平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号63番は再設定で、設定する農地は宮野沢地内の5筆の「田」11,118平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号64番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の7筆の「田」18,386平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。



受付番号65番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」5,893平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続いて38ページをお開きください、農地中間管理機構の借入れが4件で、設定する面積が36,730平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号機構29-11は新規の設定で、設定する農地は中里地内の17筆の「田」13,276平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-12も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の3筆の「田」6,136平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-13も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」3,762平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-14も新規の設定で、設定する農地は富野地内他2筆の「田」13,556平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

(外崎委員着席)

◎ 議案第25号

議 長 議案第25号「中泊町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号「中泊町農地利用最適化推進委員の委嘱について」農地利用最適化推進委員を『委嘱する』か『否』かを求める。  
平成29年11月10日提出 中泊町農業委員会会長

議案書には綴っておりませんが、本日配布した資料をご覧ください。  
農業委員会等に関する法律の一部改正により、施行後に改選される農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が設置されるようになりました。  
ただし、政令で定める基準に該当の市町村は推進委員委嘱をしないことができるとあります。  
その基準とは、その1、遊休農地面積が町内の農地面積の1%以下であること。その2、認定農業者などの担い手へ集積割合が70%以上であること。このいずれにも該当することが委嘱しないことができる基準となっています。  
当該市町村は官報に掲載広告されており、中泊町も該当しています。中泊町では、法改正による対応手続きとして農業委員及び推進委員の定数条例を整備しました。また、委員等報酬の条例を整備することにしております。  
しかし、推進委員の委嘱は農業委員会がすることになっておりますので、『委嘱する』『委嘱しない』のどちらかをご協議のうえ本委員会で決定していただく案件でございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきまして何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないということですので、推進委員を『委嘱する』か『否』かを協議します。推進委員を『委嘱する』に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 ありがとうございます。次に、推進委員を『委嘱しない』に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。当委員会は農地利用最適化推進委員の委嘱を行わないことに決定しました。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事務局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

議長 その他の件について、委員から何かご意見ありませんか。

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月10日

農業委員長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_